

## ぎょくとうプレミアム付商品券特定事業者（取扱店）募集要項

### 1 趣旨

消費税及び地方消費税引き上げが低所得者（扶養外住民税非課税者）及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、ぎょくとうプレミアム付商品券を発行するにあたり、特定事業者（取扱店）を募集するため、必要な事項について定める。

### 2 事業の内容

【発行者】玉東町

【購入対象者】

(1) 玉東町民のうち令和元年度住民税非課税者

※住民税課税対象者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く

(2) 玉東町民のうち平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主

【概要】

(1) 制度限度額：券面額2.5万円（販売額2万円）

(2) プレミア率：25%（プレミアム補助額5千円）

(3) 発行内容：額面500円×10枚綴り×5セット×申請者数

(4) 購入期間：令和元年10月1日から令和2年2月21日まで

(5) 利用期間：令和元年10月1日から令和2年2月29日まで

※利用期間を過ぎた商品券は無効となり、使用することはできない。

(6) 購入方法

① 住民税非課税者向け

・事前に住民税非課税者と思われる方に対し、商品券購入引換券交付申請書を送付する。

・商品券購入引換券交付申請者のうち、要件該当者に対し、商品券購入引換券を送付する。

・商品券購入引換券により、役場町民福祉課で商品券を購入することができる。

② 子育て世帯向け

・事前に対象の子育て世帯主に対し、人数分の商品券購入引換券を送付する。

・商品券購入引換券により、役場町民福祉課で商品券を購入することができる。

### 3 商品券の使用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、切手、プリペイドカード等換金性の高い物の購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払
- (6) 特定の政治団体と係るものや公序良俗に反するもの
- (7) 商品券の交換及び売買
- (8) その他町長がこの商品券の発行趣旨にそぐわないと認めたもの

### 4 商品券取扱い厳守事項

- (1) 商品券と現金の交換は禁止する。
- (2) 商品券は額面以下の利用であってもお釣りは渡さない。
- (3) 不足分は現金等で受け取ること。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- (5) 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

### 5 特定事業者の登録資格

玉東町内で事業を行う事業者とする。ただし、次の事業者を除く。

- (1) 特定の宗教、政治団体と係る場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっているもの。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という）が営業をおこなっているもの。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する営業をおこなっているもの。

### 6 特定事業者の登録

#### (1) 受付期間

- ① 第 1 次募集 令和元年 7 月 1 日から令和元年 8 月 16 日まで

※この期間に申込み、登録された特定事業者は、ぎょくとうプレミアム付商品券の対象者に送付するチラシ（予定）に掲載する。

- ② 第2次募集 令和2年2月21日まで継続的に募集し、随時、登録する。  
※チラシに掲載されない場合がある。

(2) 申込方法

- ① この募集要項に同意のうえ「ぎょくとうプレミアム付商品券特定事業者登録申請書」（様式1）に必要事項を記入・捺印し、提出し、町の承認を得るものとする。  
② 町は、承認した事業所等へ特定事業者登録証明書を発行する。

(3) 登録料

登録に際しての費用負担はない。

7 特定事業者の遵守事項

- (1) 町から登録を受けた特定事業者であることを明確にするため、町が配布する店頭表示物を分かりやすい場所に掲示すること。  
(2) 商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに役場町民福祉課に連絡すること。  
(3) 特定取引において商品券の受け取りを拒まないこと。  
(4) 使用済みの商品券を他の事業所で使用しないこと。  
(5) 商品券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。  
(6) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないこと。  
(7) その他、本事業の趣旨に反する行為を行わないこと。

8 届出事項の変更

特定事業者は登録事項に変更があったときは、速やかに町に届け出るものとする。

9 特定事業者の登録取り消し等

募集要項に違反する行為が認められた場合は、特定事業者の登録を取消し、損害が生じた場合は、当該損害の賠償を請求する場合がある。

10 換金手続き

- (1) 町は、商品券の券面金額(500円)に相当する金銭を支払うものとする。  
(2) 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。口座振替は、毎週水曜日、支払日から起算して10日前までに町に申出を受けたプレミアム付商品券について行う。  
(3) 特定事業者は、町に対し、令和2年3月16日までにプレミアム付商品券の換金を申し出なければならない。期間を過ぎての換金には一切応じられない

ものとする。

1 1 問い合わせ

〒869-0303

熊本県玉名郡玉東町大字木葉759

玉東町役場 町民福祉課

電話：0968-85-3183

FAX：0968-85-3116

8：30～17：15（土、日、祝日を除く）